

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の運用方法の変更）に係る面談
2. 日時：令和5年12月26日（火）16時00分～17時50分
3. 場所：原子力規制庁6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
森審査班長、横山係長
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当1名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当2名（Web会議システムによる出席）

5. 要旨

○東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2026年3月までの放射性固体廃棄物等の想定保管量の反映並びに一部の一時保管エリアの名称及びBG程度の瓦礫等の運用方法の変更）について、資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁は、上記説明内容について事実関係の確認を行うとともに、以下のコメントを伝えた。

- 放射性固体廃棄物の保管容量は金属容器についてもドラム缶相当数に換算して想定しているが、換算の不確かさを考慮しても想定発生量に対して十分余裕があることを示すこと。
- 当該線量区分に応じた保管容量に対して実際の保管量を超えるおそれがある場合の管理方法を説明すること。
- 伐採木一時保管エリアG、H、Mに瓦礫等及び使用済保護衣等を保管するに当たり、エリア内で複数の分類が混在する場合の管理方法を明記すること。
- 一時保管エリアの巡視の際に実施する空間線量率測定等の確認について、具体を資料に示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. その他

資料：

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について
- 『特定原子力施設の指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項』該当項目の整理表
- 指摘事項一覧

以上